

国立大学法人富山大学資金運用管理規則

令和7年2月4日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学会計規程（平成17年10月1日制定）第34条に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の資金運用を安全かつ効率的に行うことにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第2条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用の範囲)

第3条 運用の範囲は本学が管理するすべての資金から生じる余裕金とする。このうち国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第33条の5第1項の認定を受け、同条第2項に基づき運用を行うことができる余裕金を業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）とする。

(運用の対象)

第4条 余裕金の運用対象は、法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条各号の規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の許可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 特定余裕金の運用対象は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第4号に規定する資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A（信用力が高く、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。以下同じ。）」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB（投機的要素を持ち、相当の信用リスクがあると判断される債務に対する格付。以下同じ。）」相当以下の格付がないものに限る。）

(3) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券（ただし、前項第1号に掲げるもの及び株式・為替等のデリバティブ付債券（仕組債）を除き、かつ、当該有価証券の長期債格付又は発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。）

(4) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（ただし、当該有価証券の短期債格付又は発行体格付が、いずれの信用格付業者においても「a-3（短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を受けやすいと判断される債務に対する格付をいう。）」相当以下の格付がないものに限る。）

(運用の方法)

第5条 運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第2項第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の運用総額の2割を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに第9条に規定する国立大学法人富山大学資金運用管理委員会に報告するとともに、その意見を踏まえて、必要に応じて売却等の措置を講じるものとする。保有を継続する場合には、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の運用総額の2割を超えないものとする。

(運用資産の構成割合)

第7条 特定余裕金のうち、第4条第2項第1号から第4号までに掲げる債券等による運用を行う割合は特定余裕金の運用総額の5割を超えないものとする。

(運用の評価)

第8条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第9条 本学に、適切な資金運用管理に資するため、国立大学法人富山大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(資金の運用)

第10条 学長は、資金運用責任者を置き、財務担当理事又は財務担当特命理事をもって充て、運用を行わせるものとする。

2 資金運用責任者は、年度ごとに資金運用方針を策定し、委員会、役員会及び経営協議会の承認を経るものとする。

3 資金運用責任者は、資金運用方針に基づいた資金運用の計画等について、委員会と学長の承認を経て、資金運用を行う。

(倫理規則)

第 11 条 資金運用責任者の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人富山大学役職員倫理規則の定めるところによるものとする。

(運用報告)

第 12 条 資金運用責任者は、少なくとも半期に一度は次に掲げる内容等を含む運用報告を作成し、委員会に報告を行うものとする。

(1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(2) 運用資産構成比率

(3) 各金融商品別の運用の実績

(4) リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等）

2 資金運用責任者は、前項の報告後、速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告に基づき、必要に応じて、役員会及び経営協議会において審議等を行うものとする。

4 資金運用責任者は、第 1 項の報告後、委員会の方針に基づき、半期ごとに運用実績等の情報を公開する。

(見直し)

第 13 条 本規則の見直しに際しては、委員会の承認を受けなければならない。

附 則

1 本規則は、令和 7 年 2 月 4 日から施行する。

2 国立大学法人富山大学資金運用内規及び国立大学法人富山大学資金運用方法に関する取扱いについては廃止する。